

京都市都市計画局建築設計業務等積算要領

平成22年	4月13日	決定
平成23年	5月20日	改正
平成26年	5月23日	改正
平成29年	6月28日	改正
令和2年	2月12日	改正
令和6年	12月1日	改正

第1章 総則

1 基本事項

本要領は、京都市都市計画局建築設計業務等積算基準に基づき、設計業務等の委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

2 設計業務等委託料の積算に関する事項

(1) 業務人・時間数

ア 設計業務を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数の算定は、一般業務及び追加業務の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(ア)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(イ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(ア) 一般業務に含まれる業務

- a 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- b 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（申請手続及びこれに付随する詳細協議は除く。）
- c 工事費概算書の作成

(イ) 第2章2及び3の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- a 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- b 透視図作成等
- c 模型製作等
- d 計画通知又は建築確認申請に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等は一般業務に含まれる。）
- e 建築基準関係規定に係る法令・条例に関する許認可等に関する申請手続及びこれに付随する詳細協議
- f 各種法令・条例に係る事前協議、申請図書の作成、申請手続及びこれに付随する詳細協議
- g 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例による届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- h 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- i 概略工事工程表の作成
- j 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する公共施設

の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）

- k 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- l 京都市建築環境総合性能評価システム（CASBEE 京都）による評価に係る業務
- m 公共施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- n 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務
- o 既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における改修工事の設計に必要な設計図書の復元に係る業務

イ 工事監理業務を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数の算定は、一般業務及び追加業務の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、次に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

- a 完成図の確認
- b 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- c 京都市建築環境総合性能評価システム（CASBEE 京都）による評価に係る業務
- d 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

ウ 複数の棟の設計業務又は工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1 棟ごとに算定したものを合計する。

エ 設計業務等を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

オ 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数を基に、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

(2) 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第 2 章に示す算定方法により算定した業務人・時間数に乗じる直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師 C」の単価を用いることができる。

(3) 床面積の合計

第 2 章 2 (2)における床面積の合計は、設計又は工事監理の対象とする建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計を原則とし、計画上の床面積の合計を用いることができる。ただし、大規模なピロティを含む場合等で床面積の合計と計画面積の間に相当程度の差異が生じることが明らかな場合は、実態に応じて補正する。

(4) 諸経費率

諸経費率は、1. 1 を標準とする。

(5) 技術料等経費率

技術料等経費率は、0.15を標準とする。

(6) 特別経費

特別経費には、行政手数料、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）の業務カルテ登録料等が含まれる。

3 契約変更の扱い

(1) 条件変更等

発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。

(2) 床面積の合計等

計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差が生じた場合でも、業務人・時間数の変更は行わない。

(3) 設計業務等委託料の算定

契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に、消費税等相当額を加えた額とする。

ただし、計画通知手続き等に係る行政手数料、PUBDISへの業務カルテ登録料等については、落札率を乗じないものとする。

なお、変更対象となる業務に係る業務価格は、変更対象となる業務内容を当初発注業務内容に含めた場合の業務価格を求め、当初発注業務内容による業務価格を控除した額としてもよい。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2から5に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

(1) 適用

この算定方法は、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に用いる。

(2) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

ア 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて(ア)又は(イ)に掲げる算定式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

(ア) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号

$$(\text{業務人・時間数}) = a \times S^b$$

S：床面積の合計（㎡）

(イ) 第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）

$$(\text{業務人・時間数}) = a \times S + b$$

S：床面積の合計（㎡）

イ 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定
次式により算定する。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ア) 「対象外業務率」とは、発注仕様書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。対象外業務率の考え方は第3章を参照する。

(イ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができる。

(ウ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定は、4を参照する。

ウ 難易度係数による補正

建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（ろ）設計の欄に掲げる係数を、それぞれ該当

する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において (い) 建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘ずることとする。

エ 複合建築物の算定方法

異なる 2 以上の用途に供する建築物で、告示 8 号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表 1-2 に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

(3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数は、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、ア又はイに掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれア又はイにより当該業務に係る業務人・時間を算定することができる。

ア 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表 2-2 に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、第 2 章 2(2)ウに定める難易度係数による補正は行わない。

イ 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続の有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
32 人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
24 人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
16 人・時間

3 設計業務に関する算定方法 2（図面目録に基づく算定方法）

(1) 適用

この算定方法は、図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に用いる

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

(2) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

ア 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面 1 枚ごとに算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \Sigma \text{(一般業務をすべて委託する場合の図面 1 枚ごとの業務人・時間数)} \end{aligned}$$

ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

イ 一般業務に係る図面 1 枚ごとの業務人・時間数の算定

図面 1 枚〔大きさは、841 mm×594 mm (A 1 判) を標準とする。〕ごとの作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分については(ア)、設備改修工事分については(イ)に掲げる算定式により算定する。

(ア) 建築改修工事の設計に必要な図面 1 枚ごとの業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 13.567 \times \text{(図面 1 枚ごとの換算図面枚数)}$$

(イ) 設備改修工事の設計に必要な図面 1 枚ごとの業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 10.233 \times \text{(図面 1 枚ごとの換算図面枚数)}$$

ウ 図面 1 枚ごとの換算図面枚数の算定

(ア) イに掲げる式における「図面 1 枚ごとの換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面 1 枚ごとに、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して複雑さに著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができる。

$$\begin{aligned} & \text{(図面 1 枚ごとの換算図面枚数)} = 1 \times \text{(複雑度)} \\ & \quad \times \text{(CADデータの提供等により業務量低減が図れる場合の影響度)} \end{aligned}$$

(イ) (ア)に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表 2-1 により設定することができる。なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表 2-1 によりがたい場合は、実情に応じて設定することができる。

(ウ) (ア)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面の CAD データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、0 以上 1 以下の範囲で、実情に応じて図面 1 枚ごとに設定することができる。

(3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2(3)に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。また、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

なお、成果図書に基づく積算業務として、次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積収集
- ・ 見積検討資料の作成

$$\text{(積算業務に係る業務人・時間数)} = \text{(実施設計に係る業務人・時間数)} \times 0.21$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3(2)により「C A Dデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1. 0として算定した一般業務に係る業務人・時間とする。

4 設計意図伝達業務に関する算定方法

(1) 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に用いる。

(2) 業務人・時間数の算定

ア 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、発注仕様書に定める業務内容に基づき算定する。

イ アによるほか、2の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

5 工事監理業務に関する算定方法

(1) 適用

この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に用いる。

(2) 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

ア 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

(ア) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示8号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じてa又はbに掲げる算定式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

a 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号

$$(\text{業務人・時間数}) = a \times S^b$$

S：床面積の合計（㎡）

b 第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）

$$(\text{業務人・時間数}) = a \times S + b$$

S：床面積の合計（㎡）

(イ) 「対象外業務率」とは、地方自治法等の関係法令に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、発注仕様書の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合

の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。対象外業務率の考え方は第3章を参照する。

(ウ) 用途、工事内容、施工条件を勘案して、標準的な業務ではないと判断する場合は、発注仕様書に記載の業務内容に基づき、必要な業務人・時間数を積み上げることとする。

イ 難易度係数による補正

建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。

ウ 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる複合化係数を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

(3) 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、発注仕様書に定める業務内容に基づき、工期、改修工事の内容(工事種目、工種数等)、規模(対象面積・階数等)、施工条件(入居者の有無、作業時間の制約等)等の条件を勘案して算定する。

(4) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、5(2)イに定める難易度係数による補正は行わない。

第3章 対象外業務率の考え方

1 対象外業務率を設定できる条件

(1) 設計業務

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて、発注仕様書等に定めがある場合に限り、2(1)に定めるところにより設定することができる。

(2) 工事監理業務

対象外業務率は、地方自治法等の関係法令に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて、発注仕様書等に定めがある場合に限り、2(2)の定めるところにより設定することができる。

2 対象外業務率の設定の考え方

(1) 設計業務の対象外業務率（床面積に基づく算定方法による場合）

床面積に基づく算定方法に係る対象外業務率は、別表2-2に掲げる業務内容の項目ごとに委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0以上1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

(2) 工事監理業務の対象外業務率

工事監理業務の対象外業務率は、別表2-3に掲げる業務内容の項目ごとに項目別対象外業務率を0以上1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

なお、別表2-3に掲げる業務内容の項目のうち、標準的に委託業務の範囲外となる業務内容は下記アに、標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容は下記イに掲げるとおりとする。また、業務全体の対象外業務率については、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができる。

ア 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

イ 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成２３年６月１日から施行する。

附 則
この要領は、平成２６年６月１日から施行する。

附 則
この要領は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則
この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この要領は、令和７年１月１日から施行する。

別表 1－1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	27.3837	5.0069	5.2655	4.2470	0.4091	0.5424
			係数 b	0.4606	0.5846	0.5323	0.5751	0.7406	0.6827
	第 2 類	3,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数 b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 75,000 m ²	係数 a	28.1322	5.2388	3.5512	8.9383	3.3898	2.4378
			係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
	第 2 類	100 m ² ≤ S ≤ 75,000 m ²	係数 a	40.7832	7.7623	5.9625	11.5599	3.3898	3.1226
			係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
第三号	第 1 類	340 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ²	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第 2 類	3,500 m ² ≤ S ≤ 49,000 m ²	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 50,000 m ²	係数 a	2.6180	2.1405	0.2144	4.7279	1.0242	0.4045
			係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
	第 2 類	300 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ²	係数 a	4.2525	2.7775	0.3436	6.9500	1.4312	0.4045
			係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
		20,000 m ² ≤ S ≤ 30,000 m ²	係数 a	0.8535	0.1100	0.1095	0.2342	0.0293	0.0521
			※A= a × S + b	係数 b	9705.8	3339.0	10446.0	1956.4	710.9
		30,000 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	4.7045	3.6050	0.5510	6.3506	1.5737	0.5524
			係数 b	0.8656	0.7293	0.9820	0.7037	0.6710	0.8291
第五号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 23,000 m ²	係数 a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数 b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第 2 類	1,500 m ² ≤ S ≤ 80,000 m ²	係数 a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数 b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ²	係数 a	5.8423	1.8168	0.5905	4.1241	0.2574	0.2860
			係数 b	0.7571	0.7867	0.8970	0.7033	0.8788	0.8949
		20,000 m ² ≤ S ≤ 30,000 m ²	係数 a	0.7472	0.2100	0.2283	0.1250	0.0383	0.0802
			※A= a × S + b	係数 b	-4402.1	193.9	-307.0	1866.9	784.5
		30,000 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	3.5691	1.6013	0.5041	4.3181	0.3271	0.3053
			係数 b	0.8271	0.8059	0.9187	0.6956	0.8424	0.8858
第七号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 15,000 m ²	係数 a	9.8576	3.2695	4.4473	22.6387	1.6641	1.3704
			係数 b	0.7620	0.7379	0.7317	0.5313	0.6591	0.7789
第八号	第 1 類	200 m ² ≤ S ≤ 50,000 m ²	係数 a	11.7127	3.0002	6.6791	4.1616	1.9885	1.3362
			係数 b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
	第 2 類	750 m ² ≤ S ≤ 50,000 m ²	係数 a	12.3779	4.4667	7.7544	4.1616	2.7429	1.5771
			係数 b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
第九号	第 1 類	200 m ² ≤ S ≤ 15,000 m ²	係数 a	12.0133	4.4768	0.3689	3.3837	0.9558	0.1801
			係数 b	0.7109	0.6654	0.9792	0.7671	0.7050	0.9784
	第 2 類	4,400 m ² ≤ S ≤ 46,000 m ²	係数 a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数 b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第 1 類	150 m ² ≤ S ≤ 15,000 m ²	係数 a	28.4598	3.8566	1.0152	5.1224	0.4701	0.8479
			係数 b	0.6397	0.6888	0.9052	0.6980	0.7184	0.7288
	第 2 類	4,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数 b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第 1 類	100 m ² ≤ S ≤ 15,000 m ²	係数 a	5.3732	1.2819	0.3618	4.6516	0.9945	0.3214
			係数 b	0.8067	0.8334	1.0061	0.7088	0.6591	0.8860
第十二号	第 1 類	150 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ²	係数 a	4.8697	2.8735	1.0305	6.2133	1.5683	0.6125
			係数 b	0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294
	第 2 類	300 m ² ≤ S ≤ 30,000 m ²	係数 a	5.8402	3.1301	1.0585	6.2133	1.5683	0.6125
			係数 b	0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294

別表 1－2 複合化係数

複合化係数	総合	構造	設備
設計	1.06	0.91	1.07
工事監理等	1.05	0.89	0.92

別表 2－1 改修工事の設計に係る図面 1 枚ごとの複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

図面の複雑度			複雑度に係る係数
設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2－2 設計業務に関する業務細分率

	業務分野 業務内容の項目		第 1 類			第 2 類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03
	(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06
	(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	(5) 概算工事費の検討		0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

別表 2－3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務分野		総合	構造	設備
	業務内容の項目				
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.06	0.08	0.06
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.03	0.03	0.03
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01
		(ii) 最終支払い請求の審査			

別表 2－4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目		対象外業務細分率
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01
	(6) 工事監理報告書等の提出		—
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01
		(ii) 最終支払い請求の審査	